平成２４年（フ）第２７２号
大分市岩田町１丁目10番22号　岩田コーポ301
債務者　寶達　知幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９６号
北海道苫小牧市澄川町５丁目１番１―202号
債務者　佐藤　愛弓（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４２６号
仙台市若林区大和町２丁目６番32号　モンマ弐番館102、従前の住所群馬県桐生市広沢町１丁目2677番地の４
債務者　岡田　耕作
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
京都府城陽市寺田水度坂15―13グランパティキサイチ205、住民票上の住所京都府城陽市寺田林ノ口22番地の４　グローバル城陽502号
債務者　岡本　康弘
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
京都市右京区宇多野御池町23番地７
債務者　河野　　温
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
京都市右京区宇多野御池町23番地７
債務者　河野　暁子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８５号
京都市下京区西七条比輪田町６番地１　イーグルコート西大路アネックス315号
債務者　宮本　康弘
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
京都市右京区梅ケ畑高鼻町20番地　テラスハウス鳴滝209
債務者　岩田　忠文
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
京都市右京区梅ケ畑高鼻町20番地　テラスハウス鳴滝209
債務者　岩田亜弥子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２３号
京都市北区紫竹下園生町11番地の７
債務者　上田　哲也
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
京都市中京区西ノ京西中合町64番地
債務者　和田榮津子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
京都市下京区西洞院通六条下る東側町512番地　コーポ大杉203号
債務者　片山　次男
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字西川原10番地７
債務者　平田　昌子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９４号
京都府長岡京市調子２丁目６番６号　中野ハイツ102
債務者　萬　　進
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
兵庫県姫路市西今宿８丁目７番28―806号　エメラルドマンション西今宿
債務者　叶　　國子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９７号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　姫路市川団地２号棟110号
債務者　西垣　健二
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部